

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書
発注仕様書第一章 総則				
1	発注仕様書	全般	発注仕様書の第2章機械設備工事仕様、第3章土木建築工事仕様の各種要求事項について、経済性・合理性・運転容易性・維持管理性等を総合的に判断した上で変更提案をしても宜しいでしょうか。	原則として発注仕様書に示す内容の変更は認めませんが、発注仕様書p2-3に示す事項に該当する場合は、この限りではありません。
2	発注仕様書	全般	公募説明書に対する質疑回答No.49において、VE提案については「発注仕様書を遵守」とご回答いただいております。つきましては、材質や各種用途の容量等発注仕様書で規定されている諸条件については、規定の仕様条件と同等、もしくは上回るVE提案でない限りはお認めいただけないという理解でよろしいでしょうか。	VE提案は認めません。
3	発注仕様書	P1-1 第1節4	設計図書配布段階においても、公募説明書と変わらず建設予定地は協議中とありますが、提案書提出後に土地取得が不可となるケースもあり得ますでしょうか。	現段階では取得できるものと想定しています。
4	発注仕様書	P1-1 第1節4	建設予定地は協議中とありますが、KRCにおける機関決定の時期についてご教示ください。	回答致しかねます。
5	発注仕様書	P1-1 第1節5	建設用地の正確な寸法（幅、奥行き）を示す図面はご提供いただけていない認識ですが、正確な寸法は測量データから計算する理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	発注仕様書	P1-1 第1節4	公募説明書の質疑回答No.4にてやむを得ない事象の例として建設予定地の取得が不可のケースを例示いただいておりますが、現時点で貴組合とKRCの間での土地取得交渉は予定通り進んでいるという理解でよろしいでしょうか。また、取得完了時には入札参加者へも通知がされるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	発注仕様書	P1-1 第1節6	周辺は工場に囲まれた工業地帯であり、周辺の美観とはそぐわない地域と思いますが、設計基本計画書9-2通り、重視する美観は砂山緑地公園からの見え方に限定される理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
8	発注仕様書	P1-1 第1節6	見学先として焼却炉本体とありますが、焼却炉本体の全体像ではなく、一部分の見学でもよろしいでしょうか。ご指定等ございましたらご教示ください。	見学先の設備の見せ方については、提案事項とします。
9	発注仕様書	P1-1 第1節6	最低限の見学先として「発電関連設備」とありますが、この範囲に含まれる設備についてご教示ください。	蒸気タービンが設置されている箇所と想定願います。
10	発注仕様書	P1-1 第1節6	「ゆとりのある施設」とある一方で、敷地面積や幅60mは極めて狭い用地となっております。将来的にはKRC側、もしくは公園側への敷地拡張の予定はありますでしょうか。ある場合は、それを踏まえた配置検討となるため、御計画されている拡張の程度とスケジュールをご教示ください。	提示している面積からの拡張はないものとして計画願います。
11	発注仕様書	P1-2 第1節6	「建設予定地へのアクセス道路は片側1車線であることから、ごみ搬入車（委託・許可業者・中継車両含む）が集中した場合においてもアクセス道路への車両渋滞を発生させない動線計画を立案すること。」に当たり、現況をふまえてのご提案が必要と考えておりますので、アクセス道路での交通量・時間帯が分かる資料をご提示願います。技術提案書提案条件としてご確認をさせて頂くものです。	生活環境影響調査結果については別途提供致します。なお、搬入時間については、通勤及び帰宅時間を考慮して9:30～16:00とする方針です。
12	発注仕様書	P1-2 第1節6	「自己搬入車両については時間帯及び曜日指定などによる制限をかけるものの、2回計量や料金徴収が容易となる動線計画を立案すること。」に当たり、現時点で想定されている、搬入時間帯及び曜日、搬入車輛数のご提示願います。原則、業務用搬入車輛と自己搬入車輛の受付は交錯しない時間設定をされるの理解で宜しいでしょうか。	自己搬入車両については、神栖地域の車両の受入れを曜日指定せずに受け入れる方針に変更したことから、これを踏まえたご提案をお願いします。なお、搬入車両については参考として添付した既設のRDF施設における車両の傾向を踏まえてご提案をお願いします。
13	発注仕様書	P1-2 第1節6	アクセス道路への車両渋滞を発生させない動線ありますが、一方で見学者・来客者等一般車両との動線を分けるようにご指示いただいております。この場合、一般車両動線・一般車両等駐車場を搬入車混雑時のごみ搬入車の退避場所として活用することは不可能という理解でよろしいでしょうか。	普通車を最低2台（うち1台障がい者対応）確保することができるのであれば、一部活用を可とします。
14	発注仕様書	P1-2 第1節6	アクセス道路及び敷地内の渋滞対策を熟慮するために、時間帯別・車種別の搬入車両台数をご教示ください。もしくは、アクセス道路の渋滞回避のために必要とお考えのごみ処理場用地内における搬入車両待機スペースの車両台数についてご教示ください。	質問12をご参照願います。
15	発注仕様書	P1-2 第1節6	一般市民及び事業者の車両について一部受入れとありますが、頻度等についての程度を想定されているかご教示ください。	質問12をご参照願います。
16	発注仕様書	P1-2 第1節6	施設見学者及び来客者の車両動線と各種搬入出車両の動線は分離するようにご指示いただいておりますが、自己搬入車両は各種搬入出車両に含まれるという理解でよろしいでしょうか。それとも、来客者等と同等に考え、その他の各種搬入出車両と分離した動線が必要となりますでしょうか。	自己搬入車両は各種搬入出車両と分離した動線を必要とします。
17	発注仕様書	P1-2 第1節6	「本工事期間中、隣接する鹿島共同再資源化センター株式会社が営業を行っていることから、本工事に関連する車両が、同施設及び同施設の利用者に影響を与えない工事計画とすること。」に当たり、利用者に迷惑が掛からない計画を提案するにあたり、KRC施設利用者に関する情報（関連車輛、台数、通勤時間帯）をご提示願います。 「同時に、本工事の実施に伴い、鹿島共同再資源化センター株式会社の運営に影響を与えない工事計画とすること。」にあたり、双方工事に支障なく取り進めるための計画を行うにあたり、現状想定されている運営の中で休炉期間についてご提示をお願いします。技術提案書提案条件としてご確認させて頂くものです。	平日通勤ピーク時間帯（最大28台） 出勤 7時～8時 退勤 17時～18時 休日 土・日・祝日 休日出勤（最大12台） 営業時間 8：30～17：00 約82台/日 ピーク時間帯 午前10～11時、午後2～3時 休炉期間は定期修理期間と同様

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書
18	発注仕様書	P1-2 第1節6	工事期間中の騒音振動対策の参考とするため、隣接する鹿島共同再資源センターの事務エリアや、振動を配慮すべき機械設備等がある場所の資料をご教示下さい。	※別紙図面参照 事務エリアは管理棟内 振動対策物は蒸気タービンが発電機室内に設置
19	発注仕様書	P1-2 第1節6	KRC及び同施設の利用者に影響を与えない工事計画とありますが、現状では建設予定地にKRC利用者の駐車場等があります。これについては、建設時には移転されるものと思われませんが、移転先はどちらになるのでしょうか。KRC及び同施設利用者の動線情報は本工事車両動線等の検討に不可欠ですのでご教示ください。	移転するKRC利用者の駐車場は隣接地に移設しますが、本工事敷地内は走行しないものとして計画願います。なお、KRCの利用者については現在と同様の利用動線になるものとして計画願います。
20	発注仕様書	P1-2 第1節6	KRCの運営に影響を与えない工事計画とありますが、KRCについても通常運転期間とは別に定期整備工事期間があると思われまます。その時期やその間のKRC側定期整備工事関係車両台数についてご教示ください。また、渋滞等KRC定期整備工事車両アクセス・工程に影響を与えてはならないという理解でよろしいのでしょうか。	定期修理実施時期 30日間：4月、7月、10月、1月 6日～15日間：5月、8月、10月、12月 工事関係車両 40台程度
21	発注仕様書	P1-2 第1節6	KRCの運営に影響を与えない工事計画とありますが、KRCの定期整備工事期間はKRC整備工事側の関係車両でアクセス道路はすでに相当量の交通量が想定されます。その期間は、KRC整備工事側の交通量を前提とした上でアクセス道路に渋滞を起こさないための搬入計画を立案しなければならないという理解でよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。
22	発注仕様書	P1-2 第1節6	KRCの運営に影響を与えないこととありますが、貴組合が令和2年3月に作成された施設整備基本計画第11章4騒音・振動において、「隣接施設への影響がないよう十分配慮した施工を行う必要があるため、影響が少ない低振動型工法などの採用を」とあることから、低振動型の工法を選択し、かつ振動測定を行い監視する必要があるという理解でよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。
23	発注仕様書	P1-2 第1節6	施設整備基本計画第11章4騒音・振動において、「KRCの職員の日常作業に支障がないよう、また、砂山緑地来訪者への配慮が必要のため、必要に応じて防音シート施工などによる低騒音化対策を」とありますが、工事音が大きくなる時期においては防音シート施工等を提案する必要があるという理解でよろしいのでしょうか。	本工事で懸念がある場合は、ご提案願います。
24	発注仕様書	P1-2 第1節6	施設整備基本計画第11章6地下水対策において、「鹿島地域公害防止協定」に準じる必要があると記載があります。地下水低下工事が必要となった場合は、本協定第15条①（地盤沈下対策）、第15条②（地下水湧水の禁止）に基づくため、地下水排水工事に伴う周辺地下水の低下、それに伴う地盤沈下防止のため、現段階では、リチャージウエル工法を基本として検討するよう記載がありますが、本工事の提案においてはリチャージウエル工法の基本とする必要があるのでしょうか。	地下水湧水に伴い周辺地域の地盤沈下が発生しない工法として御検討願います。
25	発注仕様書	P1-2 第1節6	公募説明書の質疑回答No.8にて、現地工事に関する調整は受注者とKRCで実施する方針とされておりますが、特記事項に記載の通り、各社の事前調整ができないこととなりますので、その場合は工事期間中にKRC等との調整の結果提案書の工事工法をとることができず、納期遅延やコストアップが生じる可能性があります。その場合は変更契約でご精算いただけるという理解でよろしいのでしょうか。	原則として納期遅延に伴うコストアップに関する契約変更は行いません。
26	発注仕様書	P1-2 第1節6	公募説明書の質疑回答No12-14において、10,000㎡の中で工事クレーンや資機材置き場等も含む工事可能範囲であり間口・奥行きに変動無しとあり、隣接のKRC、三菱ケミカルの間で重機・クレーン設置に制約が生じる可能性を留意せよとありますが、貴組合の方で制約条件をご提示されず、業者の方で制限がかかってもいい提案をするという理解でよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。
27	発注仕様書	P1-2 第1節6	交通誘導員の配置場所・配置期間は協議によるものとありますが、受注者と貴組合での協議になるのでしょうか。それとも受注者と隣接企業（KRC、三菱ケミカル）との協議になるのでしょうか。また、受注後の協議の結果、提案から必要箇所が増えたり期間が延びた場合には御精算いただけるという理解でよろしいのでしょうか。	交通誘導員の配置場所及び期間については、本提案書にて事前にご提案頂き、これをもとに本組合と協議するものと御理解願います。なお、配置場所の増加や期間延長に伴う精算は原則として行いません。
28	発注仕様書	P1-2 第1節6	本施設の稼働後もKRCの稼働は継続する理解でよろしいのでしょうか。それとも、稼働停止・解体撤去となるのでしょうか。本施設の全体配置を検討する上で、本施設の運転開始後の周辺状況の想定は不可欠となりますので、現時点での見通しをご教示ください。	回答致しかねます。
29	発注仕様書	P1-2 第1節6	管理棟と工場棟を別棟とすることも可能とありますが、あくまでも10,000㎡内での配置という理解でよろしいのでしょうか。大型機器の整備補修用搬出口・通路も含まれるという理解で宜しいのでしょうか。	御理解のとおりです。
30	発注仕様書	P1-2 第1節6	本工事期間中に、現状復旧前提であったとしても一時的な隣接の公園の工事利用は不可能という理解でよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。
31	発注仕様書	P1-3 第1節1	高圧受電とありますが、電圧は6.6kVの理解で宜しいのでしょうか？	技術提案事項としてください。
32	発注仕様書	P1-3 第1節1	工業用水については、施設整備基本計画報告書にて、「鹿島第1,2,3期工水、地下水第1期導水管が整備されているため、計画施設で利用するプラント用水は本工業用水を利用するものとします。」と記載がありますが、各水管により水質が異なるようです。水質によって、施設フローの検討結果が異なることから、今回はどの水管を利用するご計画なのかご教示願います。	現在関係機関と調整中となります。
33	発注仕様書	P1-3 第1節1	3)敷地周辺設備 ①電気～⑥電話の各引込み工事において既設とからの取り合い点をご教示願います。また、その取り合い点以降に関して負担金が発生する場合は、原則発注者側での費用負との理解で宜しいのでしょうか。	御理解のとおりです。
34	発注仕様書	P1-3 第1節1	3)敷地周辺設備 ⑤排水において、敷地内雨水の放流先をご指示ください。	鹿島地域公害防止協定第10条に適合する放流先として計画願います。

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書												
35	発注仕様書	P1-3 第1節1	施設内の排水は洗濯排水を含めクロードシステムとし、全て場内で利用する」の記載について、「施設整備基本計画」においては、「極力」や「原則として」クロードシステムを採用との記載になっています。要求仕様として、プラント排水の下水道への放流は認められないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。												
36	発注仕様書	P1-3 第1節1	新型コロナウイルスの影響により、今後、機器類の調達や工事作業員の確保等に見通しが立てにくくなる事が想定されますが、工期をはじめ、令和2年度の出来高計上が発注仕様書どおり変更はないものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。												
37	発注仕様書	P1-4 第2節5	公募説明書に関する質疑応答書において、搬入車両諸元については一般的な車両で想定することと、との回答でしたが、10t中継車・天蓋付ダンプについては以下のサイズで検討して宜しいでしょうか。	御質問頂いたサイズでの提案でご検討下さい。												
			<table border="1"> <tr><td>適用シャシ</td><td>GHW20トン車種</td></tr> <tr><td>ホイールベース長</td><td>約4.7m</td></tr> <tr><td>アームロール型式</td><td>CCAS19-20</td></tr> <tr><td>最大積載量</td><td>約7,000～10,300kg</td></tr> <tr><td>適用コンテナ長(内法)</td><td>4,800mm</td></tr> </table>	適用シャシ	GHW20トン車種	ホイールベース長	約4.7m	アームロール型式	CCAS19-20	最大積載量	約7,000～10,300kg	適用コンテナ長(内法)	4,800mm			
適用シャシ	GHW20トン車種															
ホイールベース長	約4.7m															
アームロール型式	CCAS19-20															
最大積載量	約7,000～10,300kg															
適用コンテナ長(内法)	4,800mm															
38	発注仕様書	P1-4 第2節5	飛灰搬出にジェットバック車が指定されていますが、以下のサイズと考えて宜しいでしょうか。	御質問頂いたサイズでの提案でご検討下さい。												
			<table border="1"> <tr><td>適用シャシ</td><td colspan="2">GHW20トン車</td></tr> <tr><td></td><td>6x2 ツアブ車</td><td>6x4 ツアブ車</td></tr> <tr><td>適用長さ</td><td>BA127-57A.S</td><td>BA128-57A.S</td></tr> <tr><td>タンク容量</td><td>12.7m³</td><td>12.2m³</td></tr> </table>	適用シャシ	GHW20トン車			6x2 ツアブ車	6x4 ツアブ車	適用長さ	BA127-57A.S	BA128-57A.S	タンク容量	12.7m ³	12.2m ³	
適用シャシ	GHW20トン車															
	6x2 ツアブ車	6x4 ツアブ車														
適用長さ	BA127-57A.S	BA128-57A.S														
タンク容量	12.7m ³	12.2m ³														
39	発注仕様書	P1-4 第2節5	想定される1日あたり各種搬入車両台数の最大値をご教示願います。	質問12をご参照願います。												
40	発注仕様書	P1-4 第2節5	搬出入車両⑦で災害廃棄物(10t天蓋付ダンプ)とありますが、一方で公募説明書に対する質疑回答No.79で切断機不要・本施設での災害廃棄物の破砕等は行わないとの回答から、中継施設や仮置き場で焼却炉に投入可能なサイズまで破砕後に⑦の車両で搬入される理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。												
41	発注仕様書	P1-4 第2節5	天蓋付き10tダンプ車やアームロール車等の車幅は一般的に2.5m程度であり、貴組合が施設整備基本計画にて引用されているごみ投入扉に関する社団法人全国都市清掃会議「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」の解説によると、扉の横幅は車体幅+1m程度とされており、3.5mと考えてよろしいでしょうか。貴組合の方で想定されている最大車体幅によって扉幅が変わりますので、御想定されている車体幅の最大値をご教示ください。	質問37の回答を参照願います。												
42	発注仕様書	P1-4 第2節5	平成30年3月に鹿嶋市・神栖市で作成された基本構想には、中継施設についての記載がありませんが、令和2年3月に貴組合で作成された施設整備基本計画では中継施設を両市の方で整理することを基本とされており、中継施設に関しては施設整備基本計画の考え方の通りと考えてよろしいでしょうか。また、その場合に中継車の車両台数や本施設への搬入集中時間等で考慮すべき条件がありましたらご教示ください。	中継施設については、施設整備基本計画に記載のとおりです。												
43	発注仕様書	P1-5 第2節8	余熱利用で場内冷暖房設備については原則不要ではあるものの、経済的にメリットがある場合はその限りではないというご指定ですが、貴組合が想定されている経済的メリットはどのようなものになるのかご教示ください。	維持管理費の削減につながり、かつトラブルによる補修工事の支出が最低限となる提案を期待しています。												
44	発注仕様書	P1-6 第2節10	「鹿島地域公害防止協定」を確認し、必要に応じてより高い基準値提案をすること、とありますが、具体的に何の排ガス基準値について想定されているかご教示頂きたいをお願いします。	添付した鹿島地域公害防止協定を確認願います。												
45	発注仕様書	P1-6 第2節10	防音対策については、施設整備基本計画にて整理されている茨城県条例の第5種区域に該当することでの設定基準値かと思われ、本敷地は市民がよく来訪される緑地公園の展望スペースと隣接しており、またKRCとの間でも騒音等配慮するように指定があることから、可能な限り県条例第3種や4種レベルの自主規制値提案にした方がよいといった理解でよろしいでしょうか。それとも、通常の第5種地域の設定であっても地域住民やKRCからの苦情が入ることはないという理解でしょうか。	仕様書に示した規制値の考え方については御理解のとおりです。なお、自主規制値については提案事項とします。												
46	発注仕様書	P1-6 第2節10	公害防止基準1) 排ガス基準値⑥水銀濃度：30 μg/Nm ³ 以下とありますが、排ガス中の水銀濃度はごみ中に含まれる水銀量で決まり、活性炭の吹込み量や設備能力等に影響するため、最大入口水銀濃度をどの程度見込めばよろしいでしょうかについてご教示願います。	入口で見込んだ濃度の想定を含めて技術提案事項としてください。												
47	発注仕様書	P1-7 第2節10	水分10～15%とありますが、飛灰は常用としてはジェットバック車による乾式排出と考えます。よって、要求事項としては水分15%以下と読み替えて宜しいでしょうか。	発注仕様書に準じたものとして計画願います。												
48	発注仕様書	P1-7 第2節10	6) 焼却灰及び飛灰の性状に水分10～15%とありますが、焼却灰は灰冷却装置にて排出されても水分20%程度が限度と思われる。その差は別途乾燥させるような設備を設置しなければならないのご理解でよろしいでしょうか。	技術提案事項としてください。												
49	発注仕様書	P1-7 第2節10	6) 焼却灰及び飛灰の性状に塩素分15%以下のご指定されているものの、塩素分は搬入されるごみ質により決定されるものであり、制御できるものではないと思われ、指定塩素分以下にすべく設備を設置することをご理解してよろしいでしょうか。	技術提案事項としてください。												
50	発注仕様書	P1-7 第2節10	6) 焼却灰及び飛灰の性状に大ききさ10mm以下のご指定されていますが、焼却灰は、磁性物を機械選別し、また粒度選別も行った後、10mmoverのものは再度破砕するなどして施設から排出される焼却残は全てこの大きさを遵守すべく設備を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	受入基準が10mm以下となっていることから、これを遵守したご提案としてください。												

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書
51	発注仕様書	P1-7 第2節10	大きき10mm以下とありますが、歩留まりが悪くなり資源化量が減少する懸念もあります。また設備等に対応する場合、建設費及び維持管理費の増加となる要素もあります。「施設整備基本計画報告書では条件記載無しで回答されているところあることから、大きき10mm以下の取り扱いに関しては、引き取り先に応じて提案設備での対応方法を協議・検討事項との理解しております。ご確認をお願い致します。	発注仕様書に準じたものとして計画願います。
52	発注仕様書	P1-7 第2節16	「液状化対策については、地質調査結果を確認の上、必要に応じて「宅地防災マニュアルの解説」に示された内容を踏まえた対策を実施すること。」との記載がありますが、神栖市液状化ハザードマップでは、評価対象外地域扱いとなっておりますが、当該地域における東日本大震災において液状化発生状況に関してご教示願います。	資料がないため提示できません。
53	発注仕様書	P1-9 第3節1	「本施設の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず工事受注者の責任ですべて完備」とありますが、本仕様書に明記されない事項で、受注後に必要と思われるものが新たに生じた場合も請負額の変更は認められないという理解になるのでしょうか。	御理解のとおりです。
54	発注仕様書	P1-9 第3節3	「その他本施設の建設に当たって変更の必要が生じた場合は、発注者の定める契約条項によるものとする。」に関して、「契約に関する事項については、優先交渉権者選定後に提示する方針としています。」とのご回答でしたが、価格提案には契約条件を考慮が必要であること、また契約協議の中で齟齬なく速やかに取り進めることも目的に、他案件でも事例の多い、契約書（案）としてご提示頂けないでしょうか。	契約書の提示時期は優先交渉権者選定後となりますが、新型コロナウイルスの影響も踏まえ内容を調整しております。
55	発注仕様書	P1-9 第3節3	提案設計図書の優先交渉権者との協議による変更を除き変更は認めないとあり、公募説明書質疑回答No.45でもVE提案を否定されておりますが、優先交渉権者との協議において提案図書からのVE提案をしてもお認めいただけないという理解でよろしいでしょうか。それとも、お認めいただけるかどうかは貴組合との協議次第であるものの、仕様減に応じて請負価格も減額されるという理解となるのでしょうか。	VE提案は認めません。
56	発注仕様書	P1-9 第3節3	契約設計図書と実施設計で協議のうえで変更を認められる場合、請負金額の変更は行わないとありますが、VE提案等金額が下がるケースも請負金額を変更しないでいただけるという理解でよろしいでしょうか。それとも、金額減が明らかな場合は減額されるという理解でしょうか。	原則として請負金額の変更は行いませんが、明らかに当初設計より金額が減額となる内容となった場合は協議対象とします。
57	発注仕様書	P1-9 第3節4	管理的経費の節減を十分考慮とありますが、建設のみの発注である本工事において、貴組合はどのように「節減への考慮」を確認されるのでしょうか。	用役費や必要人員など維持管理費に直結する項目を中心に確認致します。
58	発注仕様書	P1-10 第4節1	海外調達材及び機器等を使用する場合に事前に発注者の承諾を受けるものとすると思いますが、提案書で海外調達前提としていたものが、受注後に発注者との協議の中で承諾されずに国内調達に変更となった場合のコストアップについてはご精算いただけない理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
59	発注仕様書	P1-10 第4節1	海外調達に関して、④で将来とも速やかに調達できる体制を継続的にありますが、ここでいう「将来」とはどの程度の期間を指すのでしょうか。また、竣工後調達先の倒産等が発生し、運営期間に損害が発生した場合は本工事の受注企業の帰責を問われ損害を請求されるのでしょうか。損害賠償以外にも、代替業者の紹介等を求められるケースもあろうのでしょうか。	「将来」とは本施設が廃止するまでの期間とします。また、資材調達先の倒産などが発生した場合は、代替業者の紹介等を求めるものであり、損害を請求するものではありません。
60	発注仕様書	P1-10 第4節1	使用材料規格②「原則としてJIS等国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること」とありますが、中国国家規格（GB）等使用するのとは不可であり、JIS規格の材料を使用することしか認められないとご理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
61	発注仕様書	P1-10 第4節3	使用する材料および機器は原則として事前にリストを提示し発注者の承諾を受けるものとすると思いますが、提案書前提としていたメーカーが、受注後に発注者との協議の中で承諾されずに変更となった場合のコストアップについてはご精算いただけない理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
62	発注仕様書	P1-11 第5節2	運転指導期間90日、運転員に対する教育、指導の完了を求められておりますが、運転に関しては貴組合で運転員を雇用されて直営運転されるという理解でしょうか。それとも、毎年ないし長期包括で運転委託業者を決める予定でしょうか。前者の場合は、教育指導を受ける貴組合職員の現場入場の時期はいつになる計画なのかご教示ください。また、後者の場合は、業者決定後に委託先業者との間で運転指導に関する調整をすることになる理解をしておりますが、委託先の業者はいつ頃決定予定でしょうか。	現段階では運転委託を行う計画として計画願います。
63	発注仕様書	P1-11 第5節2	「運転指導期間90日の期間外であっても必要に応じて協議の上で運転指導を行わなければならない」とありますが、ここでいう期間外については、竣工前という理解でよろしいでしょうか。それとも、引渡し後となる可能性もありますでしょうか。また、期間外の追加指導を実施した場合の費用についてはご精算いただけるという理解でよろしいでしょうか。	期間外とは引き渡し後においても十分に職員が運転技術を習得できていない場合を想定しています。本指導に関する費用については精算対象とはみなしません。
64	発注仕様書	P1-11 第5節2	試運転は120日を標準とあり、受電後の単体機器調整からの期間で考えると一般的には180日程度かかるかと思えます。本案件においては、全体工期の範囲内であっても150日に変える等の伸長は不可ということでしょうか。また、貴組合での業務範囲になります電力接続準備は納期の120日前を目途になされるという理解でしょうか。	仕様書には標準的な日数を記載しているため、実情に合わせた工程を組んでください。ただし、工期は遵守願います。
65	発注仕様書	P1-11 第5節2	運転指導等に必要とするすべての経費とありますが、どのような経費を想定されているかご教示ください。例えば運営を外部委託される場合の委託先業者の出張等も必要経費になりますが負担しなければいけない可能性はあるのでしょうか。	運転指導に係る人件費・教材費などを想定しています。運営委託業者の出張経費は負担対象とは想定していません。
66	発注仕様書	P1-14 第6節2	焼却灰及び飛灰の性状保証値としては、「ごみ処理施設性能指針」や「特別管理一般廃棄物の判定基準」であるダイオキシン類含有量と熱しやく減量と考えて宜しいでしょうか。	発注仕様書p1-7に示す事項を遵守願います。

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書
67	発注仕様書	P1-15 第6節2	放流水の流入基準がありますが、プラント排水の下水道への流入が無く、生活排水のみの場合は、当該試験項目は考慮しなくても宜しいでしょうか。	生活排水のみの場合においても下水道を活用する場合は試験を実施願います。
68	発注仕様書	P1-16 第6節2	引渡し性能試験 性能保証事項13.炉体、ボイラーケーシング外表面温度の項目に保証値の記載がありません。別途機器仕様書に「室温+40℃」「80℃以下」との表現がありますがどちらを正として考えればよろしいでしょうか。ご教示願います。	「室温+40℃以下」で計画願います。
69	発注仕様書	P1-16 第6節2	炉体、ボイラーケーシング外表面温度の保証値はP2-1に記載の通り、「室温+40℃以下」と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
70	発注仕様書	P1-16 第6節2	脱気器酸素含有量は、JIS B 8223の規定値と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
71	発注仕様書	P1-18 第7節1	2020年4月に施行される民法（債権法）改正によってこれまで「瑕疵」と表現していた部分を「契約の内容に適合しない」（契約不適合）などとして定める等これまでの契約条件と大きく変わるところがあると思われれます。今第7節については、かし担保という記載になっておりますが、本節に関して民法改正に伴う取り扱いに関してどのような対応となるかご教示願います。他質問でさせて頂いておりますが、契約条件としてどのような取り扱いとなるかについて確認をしたいことから、契約書（案）についてご提示をお願い致します。	契約書の提示時期は優先交渉権者選定後となりますが、新型コロナウイルスの影響も踏まえ内容を調整しております。
72	発注仕様書	P1-18 第7節6	引き渡し後3年間の本施設に係る全ての定期点検整備、補修工事については受注者の負担とありますが、提案書提出時点で定期点検整備項目の提示の必要性の有無についてご指示ください。また、受注後に発注者からの指示で定期点検整備項目が追加される可能性はありますでしょうか。ある場合、追加された項目に関する費用はご精算いただけないという理解になりますでしょうか。	発注仕様書p1-20 1.提案設計図書の1) ④の年間維持補修経費にて内容を提案願います。定期点検整備項目の追加については本組合と協議によるものとし、原則として追加事項に関する精算は行いません。
73	発注仕様書	P1-18 第7節6	「正式引渡し日から3年間の本施設に係る全ての定期点検整備（法定点検を除く）、補修工事に必要な費用は受注者の負担とする。」とありますが、施設の運転事業者のトラブル等に起因する追加の補修費用は組合様負担と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
74	発注仕様書	P1-18 第7節6	「正式引渡し日から3年間の本施設に係る全ての定期点検整備（法定点検を除く）、補修工事に必要な費用は受注者の負担とする。」との記載がありますが、事業者の責でない事象で発生した補修工事については除くものと理解しております。ご確認をお願い致します。また整備工事では、本業務で納入した予備品・消耗品については使用できるものと理解しております。ご確認をお願い致します。	御理解のとおりです。
75	発注仕様書	P1-19 第8節4	本施設の敷地内への電気引込み工事は受注者の負担とありますが、（参考1）P1で提示の引込電柱からの引込工事を受注者の負担という理解でよろしかったでしょうか。それとも、P1で提示の引込電柱から先の地下埋設のどこかからの接続工事となるのでしょうか。後者の場合は、受注者の負担となる引込位置について明示ください。	（参考1）p1で提示した引込電柱からの引込工事としてください。
76	発注仕様書	P1-19 第8節4	4. その他適用工事に関して添付資料にて上水道、下水道敷設状況が記載されておりますが、本工事での取り合い地点、取り合い寸法等についてご教示願います。	現在関係機関と調整中となります。
77	発注仕様書	P1-20 第9節1	「年間維持管理経費等」の提出にあたり、記載フォーマットの指定がありましたらご提供お願いします。	提示したエクセルシートを参考に提案願います。
78	発注仕様書	P1-20 第9節1	提出図書の1)④運転管理条件の中に、維持管理経費・維持補修経費がありますが、施設引き渡し後の運転期間時に提出図書で提案した以上の経費が掛かった場合、提案書を上回る金額について請求されることがあるという理解でよろしいでしょうか。	個別に判断することとなりますが、提案内容との齟齬が著しい場合は、改善指示を出す可能性も視野に入れたご提案をお願いします。
79	発注仕様書	P1-20 第9節1	今回は建設工事のみの発注であり維持管理費・維持補修経費はあくまで参考値に過ぎないという理解でよろしいでしょうか。それとも、実際の運転期間まで責任を求められる制約条件となるのでしょうか。	質問78の回答を参照願います。
80	発注仕様書	P1-20 第9節1	提出図書の1)①の主要機器の耐用年数とありますが、ここで提出時の耐用年数を実際の運転開始後に満たすことができなかった場合は、設計瑕疵と判断される可能性があるという理解になるのでしょうか。	供用開始後、個別に協議するものとなりますが、原則としては御理解のとおりです。
81	発注仕様書	P1-20 第9節1	設計仕様書は、配布された設計図書に含まれるエクセルファイル「仕様内容記入表」に、必要仕様を記載して提出するとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。エクセルシートに記入したデータは提案設計図書の電子データと一緒に提出願います。なお、本データは提案設計図書に添付する「設計仕様書」を補完するものと認識願います。
82	発注仕様書	P1-21 第9節1	建設工事見積書は、価格提案書（様式第12号）として提出することから、提案設計図書としての提出は省略しても宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
83	発注仕様書	P1-27 第12節3	工事車両の往来は通勤ラッシュ時を避けることとありますが、今回提示の通勤ラッシュに該当する時間帯をご教示ください。工業地帯であるため、一般的なラッシュ時間帯と異なる可能性もあり、また、工場ごとに通勤の集中する時間帯は異なることが想定されます。	別途提供する生活環境影響調査結果を参考に予測願います。
84	発注仕様書	P1-27 第12節2	許認可申請 「工事範囲において発注者が関係官庁への許認可申請、報告、届け出等を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力し、その経緯費を負担すること。」とありますが、電気主任技術者及びボイラータービン主任技術者の法的資格者は貴組合にて選任されることのご理解でよろしいでしょうか。	今後選任する方針としています。
85	発注仕様書	P1-27 第12節2	「生活環境影響調査については現地調査中であり、縦覧時期は令和2年10月以降を見込んでいます。」とのご回答でしたが、現地調査結果については取り纏め次第、ご提示頂けないでしょうか。	取りまとめた段階で必要に応じて提示致します。

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書
86	発注仕様書	P1-28 第12節3	9)にて資材置き場については受注者で確保しとありますが、一方で公募説明書の質疑回答や仕様書P3-1第3章土木建築工事仕様2)仮設計画(5)において敷地外用地の貸与は発注者側で実施となっております。これは、資材置き場として必要な敷地外用地は貴組合で用意するもの、そこで必要となる敷き鉄板等の仮設資材については受注者の負担で用意すればいいということでしょうか。それとも、敷地外用地としてご準備いただく土地は資材置き場としては使用できないため、資材置き場のために敷地外に必要な場合は受注者の負担で土地も用意せよということでしょうか。	本組合が事前に準備している土地については、特記事項に記載したとおりですが、本組合で準備していない土地については受注後、企業同士で直接契約をお願い致します。
87	発注仕様書	P1-29 第12節4	予備品及び消耗品はそれぞれ定義が説明されておりますが、提案書提出後の貴組合とご協議の中で提案内容には含まれない予備品・消耗品の指定がなされる可能性はあるのでしょうか。また、その場合に発生する追加費用の取り扱いについてもご教示ください。	予備品・消耗品については受注者が提案し、本組合が承諾するものです。なお、原則としてコストアップに関する追加精算は行いません。
88	発注仕様書	P1-29 第12節4	予備品及び消耗品はそれぞれ必要とする数量を想定し、見積に織り込み提案するということと理解しておりますが、実際の運転期間でその提案から不足が出た場合、瑕疵同様、天災や運転者の責任と認められない場合には本工事の受注者に不足分が請求されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
89	発注仕様書	P1-29 第12節5	発注時点での最新機器の判定は、発注者が行う理解でしょうか。それとも本工事受注者の判断で行ってよいのでしょうか。また、最新機器の指定ということで提案書前提からのコストアップが想定されますが、コストアップ分に関しては精算事項という理解でよろしいでしょうか。	最新機器については受注者が提案し、本組合が承諾するものです。なお、原則としてコストアップに関する追加精算は行いません。
発注仕様書第二章 機械設備工事仕様				
90	発注仕様書	P2-1 第1節1	歩廊・階段・点検床及び通路②幅 主要部その他に(参考：1,200mm以上 800mm以上)と記載がありますが、この幅をベースにご提案することのご理解でよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。
91	発注仕様書	P2-1 第1節2	「原則として、外装材は、炉本体、集じん器等の機器は鋼板製」と記載がありますが、施工面及び性能面からも弊社実績のある保温材+カラー鉄板とさせて頂いても宜しいでしょうか。	技術提案事項としてください。
92	発注仕様書	P2-2 第1節3	管材料選定表(参考)とありますが、選定表の材質を用いるか、もしくは同等以上の材質のものを選ばなければならないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
93	発注仕様書	P2-3 第1節5	主要な機器の運転操作は必要に応じて切換方式により遠隔操作と現場操作可能にする、とありますが、以降の各機器詳細仕様に記載されている要求は参考として事業者側にて提案しても宜しいでしょうか？	技術提案事項としてください。
94	発注仕様書	P2-6 第2節1	公募説明書に対する質疑回答では、基本計画書でごみビット容量4,200m3以上とした設定の考え方を提示するので参照せよとの指示でしたが、容量設定の考え方は提示されておりません。仕様書配付時に提示された施設整備基本計画を参照するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
95	発注仕様書	P2-5 第2節2	プラットホーム 主要項目 床仕上げ;防塵塗装とありますが、プラットホーム全域を防塵塗装するご理解なのでしょうか。また、部分的に安全エリアに対し防塵塗装を施工するとのことなのでしょうか。ご教示願います。	プラットホーム全域を防塵塗装する計画としてください。
96	発注仕様書	P2-5 第2節3	プラットホーム出入口扉③主要項目 材質※塩害対策を考慮したものとありますが、母材に対して何らかのコーティングで良いのか、または母材自体を塩害対策材料として使用しなければならないかご教示願います。	技術提案事項としてください。
97	発注仕様書	P2-5 第2節3	公募説明書の質疑回答No.80において、ごみビットの容量については後日提示の施設整備基本計画を参照するようにご指示いただいております。今回ご提示されました発注仕様書と整備基本計画を拝見する限りでは、鹿嶋市・神栖市の既設RDFセンターにおけるビット容量を前提とされた形での本施設ビット容量を設定されておりますが、今後貴組合ないし両市で新たに整備される中継施設のビット容量等の計画が既設のRDFセンターと変わること、本施設のビット容量の設計・工事まで影響を受ける可能性は無いという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
98	発注仕様書	P2-6 第2節6	ごみビット容量の算定は原則として投入扉下面の水平線とありますが、水平面以上で算定に含めることのできる例外についての想定があればご教示ください。	例外については想定しておりません。
99	発注仕様書	P2-9 第3節1	ごみ投入ホップ及びシュート③主要項目 板厚(参考;9mm以上) 滑り面(参考;12mm以上)とありますが、この板厚をベースにご提案することのご理解でよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。
100	発注仕様書	P2-9 第3節1	ごみ投入ホップ及びシュート[特記]「ホップのすべり面はライナープレートとすること」とありますが、すべり面の板厚12mm以上+ライナープレートとご理解でよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。
101	発注仕様書	P2-15第4節	燃焼ガス冷却設備 に記載してある各種ポンプ類(ボイラ給水ポンプ・脱気器給水ポンプ・排気復水ポンプ)は、各系統・装置毎に1基予備機を設置する計画とご理解でよろしいでしょうか。	技術提案事項としてください。
102	発注仕様書	P2-20第4節	ボイラ水質管理の考え方として、ボイラ缶水及び復水は分析装置による連続測定、給水は手分析を標準としています。この場合、給水測定を手分析としても宜しいでしょうか。	運転管理員の日常管理面での負担等を考慮した提案としてください。
103	発注仕様書	P2-24 第5節1	耐硫酸・塩酸露点腐食鋼を指定されておりますが、ガス温度条件等を考慮の上、腐食防止の実績ある場合、SS400の採用を提案しても宜しいでしょうか。	発注仕様通りに設計願います。
104	発注仕様書	P2-24 第5節3	噴射ポンプ ②数量 各系統毎に1基予備機を設置する計画とご理解でよろしいでしょうか。	技術提案事項としてください。
105	発注仕様書	P2-25 第5節6	耐硫酸・塩酸露点腐食鋼を指定されておりますが、ガス温度条件等を考慮の上、腐食防止の実績ある場合、SS400の採用を提案しても宜しいでしょうか。	発注仕様通りに設計願います。
106	発注仕様書	P2-25 第5節6	集じん器 [特記]「立ち上げ時及び停止時の結露防止対策として、加温装置を設けること」とありますが、加温装置とは温風循環装置という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	技術提案事項としてください。

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書
107	発注仕様書	P2-26 第5節6	ろ布交換用の電動ホストについて、交換頻度が少ないこと、軽量であること、手動の方が細かな調整が可能で作業性が良いことから、手動としても宜しいでしょうか。	発注仕様通りに設計願います。
108	発注仕様書	P2-26 第5節7	HCl、SOx除去装置 [特記]「供給プロワ1台で、1系列を担うものとする。」とありますが、供給プロワも1系列毎の予備機を設置する計画とご理解でよろしいでしょうか。	技術提案事項としてください。
109	発注仕様書	P2-35 第7節8	耐硫酸・塩酸露点腐食鋼を指定されておりますが、ガス温度条件等を考慮の上、腐食防止の実績ある場合、SS400の採用を提案しても宜しいでしょうか。	発注仕様通りに設計願います。
110	発注仕様書	P2-35 第7節9	煙突 ③主要項目 内筒材質 SUS316L又は同等品 とありますが、煙突頂部の材質をSUS316L又は同等品とし、内筒は別途耐食性のある材質をご提案してもよろしいでしょうか。	発注仕様通りに設計願います。
111	発注仕様書	P2-35 第7節9	SUS316L又は同等品を指定されておりますが、ガス温度条件等を考慮の上、腐食防止の実績ある場合、SS400の採用を提案しても宜しいでしょうか。	発注仕様通りに設計願います。
112	発注仕様書	P2-36 第8節2	灰冷却装置 [特記]「…灰押し装置でのブリッジ等影響がないことを条件とする。」とありますが、灰冷却装置とは灰押し装置とご理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	御理解のとおりです。
113	発注仕様書	P2-37 第8節6	選別パンカ と記載がありますが、灰ビットと同様ビット形式をご提案してもよろしいでしょうか。	技術提案事項としてください。
114	発注仕様書	P2-37 第8節6	磁性物、不燃物貯留方式としてパンカが要求されていますが、施設全体での配置、運用、経済性を総合的に考慮した上で、設備として必要な仕様、機能を満足させることを前提に、他貯留方式で提案とさせて頂きたく、ご確認をお願い致します。	技術提案事項としてください。
115	発注仕様書	P2-38 第8節7	容量として7日分以上が指定されていますが、(参考資料)施設整備基本計画P8-29によれば3日程度以上との記載があります。本施設のごみビット容量4200m3が約3.6日分となりますので、同等の容量を提案しても宜しいでしょうか。	発注仕様通りに設計願います。
116	発注仕様書	P2-39 第8節10	交互運転用バケットとの記載がありますが、灰クレーン稼働率より、ここでいう交換運転用の定義は予備バケットを用意すると理解しております。ご確認をお願い致します。	御理解のとおりです。
117	発注仕様書	P2-40 第8節12	容量として7日分以上が指定されていますが、(参考資料)施設整備基本計画P8-29によれば3日程度以上との記載があります。本施設のごみビット容量4200m3が約3.6日分となりますので、同等の容量を提案しても宜しいでしょうか。	発注仕様通りに設計願います。
118	発注仕様書	P2-42 第9節	プラントで使用する各受水槽の容量は7日分以上との指定がありますが、本施設のごみビット容量4200m3が約3.6日分となりますので、同等の容量を提案しても宜しいでしょうか。	発注仕様通りに設計願います。
119	発注仕様書	P2-50 第11節1	逆潮電力については、3,500kWの送電網を利用する計画というのは3500kWまで逆潮できるという理解で良いでしょうか？	御理解のとおりです。
120	発注仕様書	P2-50 第11節1	設計基本条件 「計画に際し、関係官庁及び電力会社等の打ち合わせ、申請の手続き等はすべて工事受注者の責任において行うものとし、検査についても立ち会うものとする。」とありますが、東京電力殿の約款においては、2,000kW以上の逆潮流であるならば特別高圧となると思われます。約款上通常と異なる場合の協議については貴組合主導にて調整していただくの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
121	発注仕様書	P2-50 第11節1	5) その他 「特別高圧、高圧、動力のみならず制御系についても避雷対策を行うこと」とありますが、今回の計画においては特別高圧ではないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	御理解のとおりです。
122	発注仕様書	P2-50 第11節1	逆潮電力については3,500kWの送電網を利用する計画とありますが、東京電力が公開し定めている託送供給等約款によると2,000kWを超えると特別高圧となっておりますので、今回の仕様条件3,500kWとなると、貴組合と東京電力の間で特別な協議でもない限りは特別高圧となるはずですが、送電網が特別高圧となる場合、電気設備は高圧とされている理由をご教示ください。(参考1)で提示の引込電柱は現在KRCが利用している高圧線であると思われませんが、そこからの引込はできない理解になります。	回答致しかねます。
123	発注仕様書	P2-50 第11節1	高圧で3,500kWの逆潮とのことですが、東京電力公開の約款と大きく異なります。本件に関する東電との合意書を提示願います。また、KRC高圧設備容量がそれに耐えられることを証する書面をご提示ください。仮に提案書提出後に万が一高圧での3,500kW逆潮不可となった結果、本件の前提変更により公募手続きが中止・取り消しになった場合、これは発注者提示条件の誤りに起因しますので、提案書作成費用全額を発注者側で補填願えますでしょうか。	合意書等の件については回答致しかねます。なお、提案書作成費用については、公募説明書 (p17) 4-2-4 費用の負担の事項が適用されると御理解願います。
124	発注仕様書	P2-50 第11節1	KRCの逆潮は約2,000kW (発電約3,000kW-所内消費電力約1,000kW) となり (参考1) で提示の送電線もその前提での送電網かと思いますが、それを3,500kWで逆潮となると、通常の手続であれば東京電力との接続検討協議を貴組合で実施されていることと推察されますが、今後3,500kWでは不可能で特別高圧線の整備が必要という結論になる可能性はないという理解でよろしいでしょうか。万が一そういった結論が発注者決定前に出た場合は本入札手続きは中止になるのでしょうか。また、受注業者決定後に高圧線では2,000kWしか無理だという結論が出た場合に循環型交付金の条件であるエネルギー回収率16.5%を満たすのは困難になりますが、その場合に貴組合のほうで発生する損害は受注業者に請求されることはないという理解でよろしいでしょうか。	特別高圧線の整備が必要になる可能性はないとの理解です。

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書
125	発注仕様書	P2-50 第11節1	貴組合の地域では、現在東京電力パワーグリッド㈱による「千葉方面における試行的取り組み」「鹿島系統における試行的取り組み」が進められており、逆送電電力が大きく制限される可能性が生じていると思われませんが、そうした制限が生じたことで3,500kWが達成できず交付金条件のエネルギー回収率16.5%が満たせない状況も想定されます。その場合に貴組合に生じた交付金取消等の損害は受注業者へ請求されることはないという理解でよろしいでしょうか。それとも、そうした制限がかかっても16.5%を達成できるように売電以外の余熱利用策を提案せよという理解になりますでしょうか。	発注仕様書に示すエネルギー回収率等を含めた性能保証事項は確実に達成願います。ただし、逆送電電力の制限により一時的に達成できない場合については、受注業者に対して損害を請求するものではありません。
126	発注仕様書	P2-51 第11節2	プラント動力420Vについて、ご指定の電圧は変圧器端電圧とし、モータ定格電圧は400V、200Vという理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
127	発注仕様書	P2-51 第11節2	計装・一般操作回路でDC24Vも使用して宜しいでしょうか？	技術提案事項としてください。
128	発注仕様書	P2-54 第11節4	非常用発電装置 [特記]「原動機又は排ガス系統には必要に応じて触媒燃焼方式、選択還元脱硝法、その他の高性能の脱硝機器を設けること。」とありますが、本原動機排ガスNOx出口濃度は焼却施設の排ガス規定濃度と同等を計画する必要があるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	御理解のとおりです。
129	発注仕様書	P2-57 第12節1	計装設備は分散型制御システム方式を採用とご指定されているが、各項目でDCSと出てくることが、社団法人全国都市清掃会議「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」の解説において、施設規模が中規模以上の場合の分散型制御システムをDCS方式とされていることから、本案件における分散型制御システム方式とはDCS方式を指すという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
130	発注仕様書	P2-58 第12節3	中央操作監視盤、中央監視盤、中央監視操作卓等については最近の採用事例や運転容易性を踏まえて、機器構成、仕様、機能等は事業者提案とさせていただけないでしょうか？	技術提案事項としてください。
131	発注仕様書	P2-58 第12節3	中央監視盤に設置するモニタ（スクリーン）のサイズ、数、及び画面の分割に関して、配置や運転容易性を考慮して、事業者で変更提案を行って宜しいでしょうか？	発注仕様書に指定があるものについての変更提案は認めません。
132	発注仕様書	P2-59 第12節4	ご要求されている管理システムとは、汎用ソフト（エクセル等）で作成したデータベースを納入する、という理解で宜しいでしょうか。	技術提案事項としてください。
133	発注仕様書	P2-59 第12節5	自動運転機能として、灰搬出車両管制システムが記載されていますが、どのようなシステムを想定されているか具体的に提示頂けないでしょうか。	誤記であるため削除願います。
134	発注仕様書	P2-60 第12節6	窒素酸化物濃度計（バグフィルタ出口、煙突部）とありますが、触媒脱硝を採用しない場合には、同じ濃度の排ガスを計測することになるので、煙突部のみの設置としても宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
135	発注仕様書	P2-60 第12節6	一酸化炭素濃度計（炉出口またはエコノマイザ出口、煙突部）とありますが、炉出口等と煙突部は同じ濃度になるので、煙突部のみの設置としても宜しいでしょうか。	発注仕様通りに設計願います。
136	発注仕様書	P2-76 第13節7	予備ボイラ 本設備は焼却炉が停止した場合の温水供給設備としての設備かと思われませんが、代替え設備として電気式（エコキュート等）をご提案してもよろしいでしょうか。	技術提案事項としてください。
発注仕様書第三章 土木建築工事仕様				
137	発注仕様書	P3-1 第1節1	1)工事範囲※本事業範囲外、①造成工事(更地提供) 更地提供される造成レベル及び今回設計します建物周辺の設計GLの設定レベルをご教示願います。 また地下埋設配管等については「適切に撤去又は機能移設を実施」と明記されています。どちらで見込んでおけば宜しいでしょうか。	引き渡しを行う用地のGLは現況の土地から構造物を取り去った状態として考えております。地下埋設配管については、原則として機能移設を考えています。
138	発注仕様書	P3-1 第1節1	土壤汚染対策工事は組合様範囲となっていますが、土壤汚染があった場合には、受注者施工開始までに対策工事が完了し、残土及び地下水排水に制約は生じないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
139	発注仕様書	P3-1 第1節1	「更地で受注者へ引き渡す方針としているが、KRCの操業を妨げないように地下埋設配管等については残置する方針としている。そのため、残置物については必要に応じて適切に撤去又は機能移設を実施することとし、実施に当たっては本組合及びKRC関係者と綿密な協議を行うこと。」に関して、現地では事業者側では判断ができず、見積もり条件公正の観点より、現時点で残置するもの、移設対象、その要領を見積もり条件としてご提示願います。	現時点で残置するものは、設計図書配付時にお渡しした地下埋設管となり、工事施工時に機能移設を行っていただきます。
140	発注仕様書	P3-1 第1節1	仮囲いの目的として、第三者の侵入を防ぐためとありますが、隣接企業（KRC、三菱ケミカル）と接する箇所は原則すべて境界線に仮囲いを設置する必要があるという理解でよろしいでしょうか。また、緑地公園と建設予定地の境界にはKRCが設置した柵がありますが、これを囲いの変わりとしてもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、緑地公園側にも仮囲いの設置を計画するとともに、借地部分についても同様の対応を行ってください。
141	発注仕様書	P3-1 第1節1	「残置物については必要に応じて適切に撤去又は機能移設を実施することとし、実施に当たっては本組合及びKRC関係者と綿密な協議を行うこと」とありますが、特記事項記載の通り事前の協議ができないため、工事実行段階でKRCとの協議に当たり、操業への影響等から提案時の工法や期間を拒否された場合には、工法変更によるコストアップはご精算いただける理解でよろしいでしょうか。それとも、当初の請負額の中での対処が必要となりますでしょうか。	原則としてコストアップに関する精算は行いません。
142	発注仕様書	P3-1 第1節1	敷地外用地の貸与については特記事項でご提示いただきましたが、予定となる土地が万が一貴組合の方で確保できない場合に必要となる代替地確保に係るコストは、別途ご精算いただけるという認識でよろしいでしょうか。	敷地外用地の貸与については、受注者に費用負担を求めていますので、代替地を本組合が確保できなかった場合においても、独自調達に関する費用を事業費に含んだ提案価格としてください。
143	発注仕様書	P3-1 第1節1特記事項	借地ということは、あくまで工事期間中のみでの貸与であり工事終了後は現状復旧が必須という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書
144	発注仕様書	P3-1 第1節1特記事項	本件に関する問い合わせは絶対に行ってはならないとあるが、ここでいう本件とは、土地の借地に限定されるという理解でよろしいでしょうか。それとも、その他も含め本案件に係る検討においては全てKRC、三菱ケミカル、扶桑化学に対する問い合わせ等を実施してはならないという理解になるのでしょうか。	その他も含め問合せは行ってはなりません。
145	発注仕様書	P3-1 第1節1特記事項	万が一札参加業者の中で、土地所有各社に対して問い合わせを行ったことが発覚した場合は入札失格になるという理解でよろしいでしょうか。	問合せは絶対行ってはなりません。
146	発注仕様書	P3-1 第1節1特記事項	三菱ケミカル、扶桑化学の敷地へ入るためには、本来は守衛を通り入構許可が必要となるが、本工事における貸与期間もすべて同様の手続が必要という理解でよろしいでしょうか。	三菱ケミカル側については、ご質問の対応は必要ありません。
147	発注仕様書	P3-1 第1節1特記事項	土地利用について借地料以外の土地利用条件の設定は無いという理解でよろしいでしょうか。例えば、一定以上の重量のものは置けない、敷き鉄板等の設置は不可、等。	御理解のとおりです。
148	発注仕様書	P3-1 第1節1特記事項	賃料の設定があるが、それぞれの土地の直近の評価額についてご教示いただきたく。ご提示いただけない場合、直近の評価額は2020年4月末時点の周辺公示地価を元にもとめるという理解でよろしいのでしょうか。賃貸開始時に対象用地の地価が上がった場合には、御精算いただけるという理解でよろしいでしょうか。	実際に賃借される時期を想定しております。なお、評価額の変更に伴う追加精算は行いません。
149	発注仕様書	P3-1 第1節1特記事項	公募説明書に関する質疑回答において賃料は一度提案価格に含めるとされていたところを、後日修正で提案価格に含めないこととされましたが、今回は提案価格に含めるとされておりますので、賃借料は提案価格の内数という理解で今後変更も無いという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
150	発注仕様書	P3-1 第1節1特記事項	扶桑化学の貸与可能な用地へのアクセスにあたり、写真中央下部の門から溝内へ入ると道路上を配管が通っております。この高さについてご教示ください。また、扶桑化学の貸与可能用地から本工事の建設予定地へのアクセスは、一度写真中央下部の扶桑化学門から出て公道を通らなければならないという理解でよろしいでしょうか。	高さは8mとなります。 アクセスについては御理解のとおりです。
151	発注仕様書	P3-2 第1節1	②において「増築改築等、将来への展望を十分に考慮して」とありますが、公園、KRC、三菱ケミカルに囲まれた現用地で増築改築の計画はあるのでしょうか。「十分に考慮」するために、貴組合で想定している将来への展望をご教示ください。	現段階では増築改築に関する計画はありませんが、将来に施設の老朽化に伴う建築物等への対応が必要となる可能性があるため、仕様書に記載しています。
152	発注仕様書	P3-5 第2節1	⑤「見学者通路の有効幅員は1.8m以上とし、主要部には見学者だまりを計画すること」とありますが、見学者だまりの広さは第3章第1節2.3)にあるように40人程度のスペースという理解でよろしいでしょうか。また、主要部とは、④で指定の「プラットフォーム、ゴミビット、焼却炉室、排ガス処理設備室、中央制御室、タービン発電機室」という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
153	発注仕様書	P3-7 第2節2	3) 躯体構造①「プラント設備については、火力発電所の耐震設計規定などを参考として、耐震対策を計画すること。」とあり、また②焼却炉、集じん機など重量の大きな機器やクレーンの支持架構は、十分な強度、剛性を保有し、地震時にも十分な安全な構造とすること。」とありますが、プラント設備は火力発電所の耐震設計規定を使用し、支持架構は、「官庁施設の総合耐震設計基準及び同解説」に基づき、耐震安全性の分類をⅡ類として設計するとのご理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
154	発注仕様書	P3-7 第2節2	①プラント設備については、火力発電所の耐震設計規定などを参考として、耐震対策を計画すること。 ⑤構造体の耐震設計は、プラント基礎及び建築（ゴミビット及び灰ビット含む）とも「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に基づき、耐震安全性の分類をⅡ類として、適正値を設定すること。 とありますが、プラント設備における鉄骨支持架構については、①が適用されるという理解で宜しいでしょうか。	⑤を適用願います。
155	発注仕様書	P3-12 第3節3	6) 門・囲障工事、③フェンス、計画敷地境界線上にネットフェンスを敷地4周設置する方針で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
156	発注仕様書	P3-14 第4節4	近隣の緑地公園付近まで配管が敷設とありますが、正確な位置を確認するための図面等をご提示ください。また、現状敷設されている位置からのガス導管引込工事費用は発注者負担という理解で宜しいでしょうか。それとも受注者の負担となるため見積額に含む必要があるのでしょうか。受注者負担の場合は、本工事エリアまでの引込工事について緑地公園内の敷設がお認めいただけるかも合わせてご教示ください。	都市ガスを提案する場合は、ガス会社に確認の上必要と思われる費用を計上願います。
発注仕様書 参考資料1-4				
157	発注仕様書	(参考1)	公募説明書の質疑回答No.19では貴組合で実施される電力引込を令和5年度中とご回答いただきました。しかし、参考1で提示の敷設状況ではすでにKRCで利用中の電線を提示されております。これは、公募説明の質疑回答から発注仕様書提示の間の短期間で方針に変更がたということでしょうか。	御理解のとおりです。
158	発注仕様書	(参考1)	公募説明書の質疑回答No.19では貴組合で実施される電力引込を令和5年度中とご回答いただきました。しかし、参考1で提示の敷設状況ではすでにKRCで利用中の電線を提示されております。これは、同じ箇所別の電力引込の整備を貴組合で整備されるのでしょうか。もしくは、KRCが利用していた送電網を本工事に切替えるということでしょうか。後者の場合、KRCは売電しておりますがそれができなくなる補償は本工事の受注者には請求されない理解でよろしいでしょうか。また、切替時期によっては、KRCの定修後の再立ち上げ時の必要電力も送電できなくなるためKRCが操業できなくなります。その場合の補償も受注者へは請求されない理解でよろしいでしょうか。	※神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例第7条第3号に該当するため、非公開となっています。
159	発注仕様書	(参考4)	リスク分担表において工事請負者の責務となっている隣接企業の対応とありますが、ここでいう隣接企業とはKRCのみでしょうか。それとも三菱ケミカルも含まれますか。	三菱ケミカルも含まれます。
160	発注仕様書	(参考4)	公募説明書に対する質問回答No.30で「震災復興特別交付税措置が見込める」とありましたが、震災復興特別交付税措置はR2年度末までの時限立法ですので、なぜ令和3年度の出来高も確実に達成とし遵守義務を負うのでしょうか。	回答致しかねます。

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書
発注仕様書 特記事項①～⑤				
161	特記事項	①～③	①～③の敷地の利用にあたり、事業者側で必要な面積、期間を設定し、その設定条件に基づき貸与して頂き、条件に基づいた費用を支払うとの理解で宜しいでしょうか。（面積、月数は事業者希望に応じて決められると理解して宜しいでしょうか。）	御理解のとおりです。
162	特記事項	敷地外用地の範囲図	敷地外用地②③と外部(一般道路)との出入りルートをご提示ください(もし車両、人の出入りに関して別なルートがある場合、それぞれご提示をお願いします)。	②は建設予定地からの出入りとなります。③は別紙を参照願います。
163	特記事項	敷地外用地の範囲図	敷地外用地②③の出入り曜日、時間の制約があればご教示願います。（土日含めて24時間出入り可能か。）	現時点で制約はございません。
164	特記事項	敷地外用地の範囲図	敷地外用地②③へ進入する車輛に関しての大きさ等の制限があればご教示願います。	現時点で制限はございません。
165	特記事項	敷地外用地の範囲図	敷地外用地では重機を用いての仮組等の作業を予定しております。事前に施工計画書をご提出して実施できるとの理解で宜しいでしょうか。	現段階では御理解のとおりで問題ないと考えています。
166	特記事項	敷地外用地の範囲図	当工事敷地内に設置の重機を使用し、敷地外用地②にある資機材、仮置き製品を境界を越えて、直接荷揚げする可能性があります。監視人の配置等の対策を実施した上で、実施できるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
167	特記事項	敷地外用地の範囲図	敷地外用地②③で電気、水を使用するに当たり、利用可能な既設設備があれば、使用できる解釈(使用料は事業者側負担)で宜しいでしょうか。利用可能な既設設備があれば、取合位置や必要な対応について、ご教示願います。	②については利用できません。 ③については利用可能です。
168	特記事項	敷地外用地の範囲図	敷地外用地②③で仮組等の作業を実施するに当たり、ガス切断や溶接等の火の取扱いにおいては、通常の対応(消火設備の設置等)以外、特段の制約はないとの理解で宜しいでしょうか。	敷地外用地③については火気使用前に「可燃性ガス検知」の確認を行ってください。その他については現段階では御理解のとおりと考えていますが、実施段階において関係機関との協議により制約が発生する可能性もある点に留意願います。なお、本条件変更に伴う追加精算等は行いません。
169	特記事項	敷地外用地の範囲図	敷地外用地②への出入りルートとして、三菱ケミカル側の出入口(砂山緑地の反対側)を使用可能かをご教授願います。	使用できません。
170	特記事項	③～④	「④上記①～③の敷地の利用の有無は自由とする。」とありますが、使用方法(重機の配置、資材置場、駐車場、現場事務所等)についても自由と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、各種関係法令は遵守願います。
171	特記事項	①～③	①～③に示されるご指定の敷地以外は基本的に利用不可と考えてよろしいでしょうか。	提案者が確保した土地であれば使用は可能です。
172	特記事項	⑤	「⑤敷地を利用する場合は、借地料を提案価格に含めることとする。」とありますが、令和2年3月27日付の質疑回答書の一部訂正においては、「賃借料については、価格提案書の御見積額には含みません。」とあります。どちらが正でしょうか。	特記事項に示した内容を正として下さい。
173	特記事項	⑥	⑥の計算式における「土地の直近の評価額」とは、実際に賃借する時期を想定されておられるでしょうか。それとも入札時点を想定されておられるのでしょうか。また、目安とありますが、計算式の変更等により大きく乖離した場合は追加費用を認めてもらえると考えてよろしいでしょうか。	実際に賃借される時期を想定しております。なお、評価額の変更に伴う追加精算は行いません。
優先交渉権者決定基準				
174	優先交渉権者選定基準	P5	5段階評価において「優れていると認められない」場合にE判定とありますが、優れていることの判断基準はどういったものになるのでしょうか。例えば、要求水準を最低限満たしているだけでは、基礎審査の失格にはならないものの優れているとは言えず特定評価はEになるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
175	優先交渉権者選定基準	P5	表-3 定量的評価の得点化方法の式によると、1社入札の場合には必ず配点×1.00となるため、1社の場合にこの項目の金額がどんなに低い金額であってもE判定にならないという理解でよろしいでしょうか。(例えば、令和2年度1,000円、令和3年度1,000円の場合)	御理解のとおりです。
176	優先交渉権者選定基準	P6 2-3	公募説明書の質問回答No.2にて、「定量化限度額は今後配付する優先交渉権者選定基準を参照」とありましたが、今回提示いただいた優先交渉権者選定基準では、定量化限度額の記載はありません。定量化限度額は設定されず、企業努力で提案価格を下げただけで評価いただけるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
177	優先交渉権者選定基準	P6 2-3	公募説明書の質問回答No.44にて、質問2の回答で最低制限価格の設定はありませんとのことでしたが、低入札調査価格の設定についてはご回答いただけておりません。低入札調査価格の設定も無いという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
178	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	審査のポイントとしては、技術提案書様式集においてご指示されている「各種車両や来場者の動線の確保や利便性への配慮」「渋滞緩和対策」という理解でよろしいでしょうか。また、ここでいう渋滞対策とは、運転開始後の敷地内における車両渋滞に対する対策という理解でよろしかったでしょうか。また、運転開始後の車両台数を元にした渋滞対策が十分であることの根拠となる計算結果等の提示は必須であるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、渋滞対策の計算根拠(考え方)については提案設計図書に添付願います。
179	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	審査のポイントとしては、技術提案書様式集においてご指示されている「メンテナンス空間の確保」「運転管理職員の作業動線」「プラント設備更新時の作業性」という理解でよろしいでしょうか。また、メンテナンス空間の確保の中には、作業員の安全性や作業手間を避け経済性に富んだという点が必須という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書
180	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	審査のポイントとしては、技術提案書様式集においてご指示されている「各見学箇所までの動線や見学方法」「展示・学習コンテンツの更新」「バリアフリー」「避難経路」という理解でよろしいでしょうか。また、コンテンツの更新については、運転開始後となるため、今回の工事の発注範囲と異なりますし、プロジェクトマップなどを導入するなど、運転後に費用が多くかかるものの学習効果等は高く更新性に優れた提案なども考えられます。今回の入札において維持管理への経済性も重要なテーマとされておりまして、学習コンテンツに対する維持管理コストイメージ等の提示も必須という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
181	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	技術提案書様式集において「災害ごみを受け入れた場合」とありますが、ここでいう災害ごみとは、仮置き場や中継施設で分別・破砕処理が完了したものであるという前提でよろしかったでしょうか。公募説明書の質疑回答において、災害廃棄物の破砕は本施設では行わないとの回答でありました。また、ここでは設備の選定に関する提案を記載するようにご指示いただいております。これは、運転開始後に貴組合職員で直接運転される前提で運転方案による工夫ではなく設備選定でのごみ変動への対応を要求されているという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
182	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	技術提案書様式集においてご指示されている記入要領では明示されておきませんが、ここでいう車両渋滞とは、工事敷地内だけでなく正面のアクセス道路の渋滞対策も含まれるという理解でよろしいでしょうか。その場合は、貴組合で提案の妥当性をご審査される上で、車両台数シミュレーション等の計算根拠の提示は必須であるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
183	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	技術提案書様式集において、KRCへの搬入車両と工事車両の具体的な安全確保策とありますが、ここでいう工事車両はKRCの定期修繕工事等に関する工事車両を指すのでしょうか。それとも本工事の工事車両を指すのでしょうか。また、ここでは明記されておきませんが、KRCの廃棄物仮置き場や危険物貯蔵箇所等からの場内輸送車や作業員なども本工事と近接することになりますので、具体的な安全確保策の対象と考えなければならないという理解でよろしいでしょうか。	KRCへの搬入車両と本工事の工事車両のことを示します。 また、想定される課題事項があれば、具体的な安全確保対策をご提案願います。
184	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	杭工事に伴う杭工事等に関する騒音・振動とありますが、貴組合で提案内容をご審査される上で、KRCや隣接する三菱ケミカル敷地・設備に対して与えても問題ない範囲の振動・騒音について、KRCや三菱ケミカルとの間で協議済みかと思えますので、範囲について具体的にお示し下さい。また、騒音については、地域住民の憩いの場となっている隣接する緑地公園の展望台等への影響も極力控えなければならないという理解でよろしいでしょうか。	打設型の杭工を採用する場合において周辺企業の機器に影響を与える可能性があると想定しているため、記載しています。
185	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	クレーン等の旋回にあたっては、空中で一時的にKRCとの境界線をまたぐことも不可という理解でよろしいでしょうか。また、KRC側への影響の有無を貴組合で判断される上で、KRC側との間で配置に関する制約条件の確認は終えられていることが不可欠ですが、制約条件をご教示ください。その中での提案をさせていただきます。	原則としてKRCの境界線を越えた旋回範囲となる計画は不可とします。
186	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	記入要領にて、現場事務所・関係車両駐車スペース、資材保管スペース、現地組立等のスペースとありますが、原則10,000㎡の範囲内での提案とすべきであり、不足する場合には貴組合から貸与いただく隣接ではない敷地スペースも合わせた提案をするという理解でよろしいでしょうか。	原則としては敷地内及び貸与可能スペースでの配置計画となりますが、現在のスペースで足りない部分があれば、この部分も提案事項として下さい。
187	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	技術提案書様式集の記入要領によると、最短となる工事期間の提案とありますが、ここでいう工事期間とは、隣接企業等への配慮から現地工事を最短で終わらせる工期提案という理解でよろしいでしょうか。それとも、全体工期も令和6年3月より縮める提案をお求めになられているという理解でよろしいでしょうか。後者の場合、貴組合の範囲となる東電との接続や土壌汚染対策工事は、短縮提案の工期に合わせていただけるという理解でよろしいでしょうか。	工期の短縮が可能であればご提案願います。ただし、ご懸念されている事項により結果として仕様書に示した工期となる可能性もある点にもご留意ください。本組合としては工事工程でのクリティカルポイントが何処にあるのか、また工期遅延を回避する方法などのご提案を期待しています。
188	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	仕様書によると、逆送電3,500kWまで可能となりますが、確実にエネルギー回収率16.5%を達成する提案とするに当たり、貴組合と東電の間で逆送電可能な容量に変更が出た場合には、本項目での提案事項が、所内消費を増やす方向での修正が必要となりますので、一般的にはありえない3,500kWの逆送電で高圧が可能という点の確実性をお示し下さい。	回答致しかねます。
189	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	用益費の削減に向けた提案とありますが、何に対しての削減となるのでしょうか。基準等考え方についてご教示ください。また、貴組合では各入札参加者の提案が、削減に資する提案であるかどうかをどのように判断されるのでしょうか。基準無では困難かと思われるのでご教示ください。	用益費の内容を統一した基準で設定することはできないと考えています。そのため、提案ではこれまでの施工経験等を踏まえた用益費の削減手法などをご提案願います。
190	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	施設の長寿命化に対する提案とあり、技術提案書様式集では「長期間利用するための設備選定や維持管理方法に対する提案」とありますが、本工事は建設工事のみの発注となっております。ここでいう長寿命化とは何年程度と理解すればよろしいでしょうか。また、提案において達成できると考えていても、実際の運転開始後に提案通りの期間が満たせなかった場合に、建設業者への賠償請求等をされるリスクがあるという理解でよろしいでしょうか。	本施設は30年以上施設を供用したいと考えております。この期間中に発生する機械設備の定期的な補修は行いますが、大規模な機器の更新工事などを極力抑えたいとも考えているため、こうした点に配慮した技術提案をお願い致します。
191	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	維持管理費の低減を図る施設であることを踏まえると、運転管理に必要な人員配置については最小実行体制のご提案をさせていただきたいという理解でよろしいでしょうか。また、その中で必要な資格要件を備えた人員が含まれますが、そうした人員数が分かるように内訳提案も必要という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
192	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	コロナウイルスによるサプライチェーンへの影響が見せず、5月6日までの政府による緊急事態宣言による企業活動の停滞等の影響がさらに今後出てくると、令和2年度末までの出来高は現実的には不可能と思われます。公募説明書に対する質問回答No.21で令和2年度の出来高ゼロや、設計費のみは認めないという旨が示されていますが、コロナウイルスの影響を踏まえて令和2年度の出来高を工場製作品や現地工事で提案・達成することが不可欠という理解でよろしかったでしょうか。	御理解のとおりです。

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書
193	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	5) 財政負担の軽減にR2、3年度の出来高(定量評価)とあります。提案書記載の数字未達の場合、3/25の質疑回答では「建設工事請負契約書等に規定する損害金の支払を適用し、請求します。」とありますが、具体的にはどのような請求内容になりますか? これにより震災復興特交適用額が減少した場合、差額を受注者側で補填するという理解で宜しいでしょうか。また、R2年度内の出来高がゼロになった場合、震災復興特交自体の適用が受けられなくなりますが、その場合受注者が補填すべき範囲はどのようになりますでしょうか? 貴組合で発生した損害についてすべて請求されるのか等、現時点で貴組合で想定されている具体的な損害金の規定をご教示ください。	基本的には3月25日回答のとおりですが、具体的な損害金の規定については契約時の協議事項と致します。
194	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	公募説明書の質疑回答No.24にて、初年度の出来高は提案事項とあり、優先交渉権者決定基準でも金額の指定はございません。この場合、極端に考えれば、令和2年度の出来高を1000円等、限りなく少ない金額にすることも可能という理解でよろしいでしょうか。最低限必要な金額等ございましたらご提示ください。	御理解のとおりです。
195	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	公募説明書の質疑回答にて、令和2年度の出来高については設計費だけは認めず、工場製作品の工場検査等での出来高が必須とご指示いただいております。つきましては、工場製作品の材料のみの検取や杭などの土木工事資材を手配のみを出来高とすることはお認めいただけないという理解でよろしいでしょうか。	原則としては工場製作品が対象となるものと考えておりますが、調達された資材を確認できる場合は、個別の判断となります。
196	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	公募説明書に関する質疑回答No.30で令和2年度の出来高を必須条件としている点について震災復興特別交付税措置が見込めるとのご回答をいただきましたが、当該制度は令和2年度末までの時限立法となり延長するといった公表はありません。その場合、令和3年度の出来高の遵守が必須であり提案評価となる理由はなぜなのでしょう。令和3年度の出来高にも貴組合や構成自治体として何らかの意味を持つ場合、最低限必要となる価格はありますでしょうか。	回答致しかねます。
197	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	令和2年度3年度の各入札参加者提案の出来高に最低限必要な価格がない場合、各企業の提案価格が貴組合や構成自治体のお考えになられている価格を大きく下回った際に、やむを得ない事象等に該当して入札手続きが中止になるという可能性はないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
198	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	先月末の「新型コロナウイルスによる事業への影響についてのアンケート」提出後の重要な状況変化として、5月6日までの政府による緊急事態宣言が5月31日まで延長され、提案書の提出等入札スケジュールが1か月延長となりました。今回のスケジュール延長や、国内外の状況に照らして、令和2年度末までの出来高は現実的に不可能と思われる。公募説明書に対する質問回答No.21で令和2年度の出来高ゼロや、設計費のみは認めないとの中で、公募手続きは中止もしくは取り消しとならない理由をご教示ください。特に、令和2年度末までにどのような項目で出来高をあげることができるとお考えなのか根拠をお示しいただけますでしょうか。	回答致しかねます。
199	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	今回、緊急事態宣言の5月31日までの延長通知を踏まえた上でも入札手続きは中止されずに1か月の期間延長とされたということは、今後新たな延長がない限りは新型コロナウイルス関連を理由にした令和2年度末の出来高計上が不可能となるケースは認められず、万が一新型コロナの影響が長引き、事業に関連する企業の倒産やサプライチェーン等の正常化が遅れることで令和2年度末の出来高が計上できない場合は、貴組合で復興特別交付税の適用想定額等、相当額の損害賠償請求を受注者に請求されるという理解でよろしいでしょうか。令和2年度末の出来高計上ができない場合の損害賠償請求の具体的な規定と合わせてご教示ください。	質問192をご参照願います。
200	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	新型コロナの影響については、中国・韓国での第二波の動きのみならず、国内でも北海道での第二波が顕在化しつつあります。仮に5月末に緊急事態宣言が解除されても、その後、第二、第三の流行による緊急事態宣言の再発令が懸念されます。本公募条件で重要な震災復興特別交付税の適用条件である、令和2年度末までの出来高計上に関しては、実現不能な条件と思われる。本件公募手続きにおいて、貴組合は新型コロナの影響につきどのような前提条件での提案を求めているかご教示ください。提案書に令和2・3年度の出来高を記載した場合、受注後に実現する義務が生じる以上、公募参加者共通の認識が不可欠であると考えます。	回答致しかねます。
201	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	4月28日提出締切の貴組合実施の新型コロナ影響調査アンケートは5月6日緊急事態宣言が解消される前提としての質問であり、入札参加各社の回答は①提案書提出②令和2年度末出来高の2点について、ともに複数社が可能という回答がされたという理解でよろしいでしょうか。その後、今回緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。可能と回答した複数社は、それにもかかわらず対応が可能だと確認されたということでしょうか。公共事業の公平性を鑑みて、複数社が可能であると回答していると理解しております。	回答致しかねます。
202	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	4月28日提出締切の貴組合実施の新型コロナ影響調査アンケートの結果、入札スケジュールが1か月延長となりました。このご判断がなされたということは、入札参加各社の回答において可能という回答の根拠に対する検証を貴組合でコンサルタントや審査会等の専門家と実施された上でのご判断という理解でよろしいでしょうか。	スケジュールの延長はアンケート調査結果を参考に決定したものと御理解下さい。
203	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	循環型社会形成推進交付金に則り、令和2年度末の出来高としてお認めいただける出来高は、本事業に対して契約・図面承認後に新規に手配・製作されるものに限られ、製造工程の記録や写真等の検証結果の提出も出来高検査に当たっては求められるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
204	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	令和2年度末の出来高計上の可否検討のためには、受注者との契約後に貴組合の方で行われる施工管理業務の体制整備、すなわち施工管理業務のコンサルタントとの契約や図面承諾の開始される時期等が重要な点となります。そこで、今回の延長通知後のスケジュールである令和2年10月中旬～10月下旬の契約締結後何カ月程度で上記のような施工管理体制が確立され、図面承諾が開始されると考えればよろしいでしょうか。通常はコンサルタントの選定手続き等で早くても2か月程度はかかると思いますが、その程度と考えるおかげよろしいでしょうか。	施工監理に関するコンサルタントへの委託については、今後の事業スケジュールを踏まえて実施するため、御提案の工事工程で進める前提で計画願います。

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書
205	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	技術提案書様式の記入要領に地元企業は鹿嶋市または神栖市内業者とありますが、ここでいう市内の業者とは「鹿嶋市または神栖市内に本店を有する企業であり、工場等製造拠点のみが存在する企業は対象とならない」という理解でよろしいでしょうか。異なる場合は、明確な定義をご教示ください。	鹿嶋市または神栖市内に本社・本店・支店・営業所のいずれかを有する企業とします。
206	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	ここでいう地元企業への発注とは、元請企業が直接発注する金額に限られるという理解でよろしいでしょうか。一次下請け企業からの二次下請けや三次下請けといった先への発注については、貴組合と受注者の間では実行確認をすることが不可能で、提案だけ多くするといったことが可能になり得るので、元請企業からの直接発注に限られるという理解をしております。	御理解のとおりです。
207	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	定量評価項目となっておりますが、提案書様式では見積金額に対する割合を記載するようご指示されております。これは、事実上金額を算定する形になり、定量評価項目かと思いますが、定量評価でないとなるとどのような評価をされるのでしょうか。審査の考え方をご教示ください。	見積金額に対する割合を確認し、実現可能な提案となっているかを審査します。本件に関しては、建設工事において出来高確認を行うことを想定していますので、過剰な提案とならないように、ご留意願います。
208	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	「業種」「発注内容」を記載する形になっておりますが、実際に地元企業の金額割合であると貴組合で審査される上では、各地元業者からの見積書や関心表明書等をパウチャーとして提示する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	割合の根拠となる見積書の提出は現段階では不要とします。ただし、関心表明等を提出したい場合には提案設計図書に願います。
209	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	発注仕様書等では、提案内容を受注者が受注後に遵守しているかのチェック方法や未達の場合の罰則について提示されておりますが、こうしたチェック及び罰則については設定されるという理解でよろしいでしょうか。また、設定される場合は、どのような実行管理および罰則規定となるのかご教示ください。	施工監理をコンサルタントに委託し、提案内容に関するチェックを行う方針としています。なお、罰則規定については契約書に記載します。
210	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	技術提案書様式で提示の事業地周辺企業に該当する企業をご教示下さい。KRC、三菱ケミカルは隣接しておりますが、道路を挟んだ扶養化学等も該当するのでしょうか。	技術提案事項としてください。
211	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	最重要視している技術提案とありますが、独自性をどのように貴組合でご評価されるのかの考え方をご教示ください。また、独自性が認められない場合にはE評価にもなり得るという理解でよろしいでしょうか。	本事業において、特に重要視しているシステムや機器の特徴などを審査する方針です。その際に従来導入時と今回導入時での違いなどを記載頂くと評価が容易となるため、作成時に配慮願います。
212	優先交渉権者選定基準	P7 表-6技術点	重要視している技術提案とありますが、入札参加者が複数あり、参加者同士の比較をした場合に優れていると言えない場合は、E評価にもなり得るという理解でよろしいでしょうか。	原則として、本要素については参加者同士の比較評価は行わない方針としています。
技術提案書 様式集III				
213	様式集III	全般	「【記入要領】に指定の枚数以内とすること。」との記載があり、以降の書式には各項目枚数のみのご指定となっております。一方、公募説明資料では「A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）」との記載がありましたので、各項目提案については、所定枚数内で、様式についてはA4・A3、縦・横については任意との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
214	発注仕様書	全般	公募説明資料では、「企業名は正本には記載するが、副本は発注者から送付された応募資格確認結果通知書に記載された「受付企業名」を記入すること。」との記載ですが、設計図書、提案書本文中においては、ロゴマークの使用・企業名を避ける必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
215	様式集III	3)施工計画 ⑤工期短縮 5)財政負担の軽減 ④出来高 6)地元配慮 ①地元企業の活用など 別表1	各項目にて、提案書に提示した数値につき未達の場合、罰則(支払金額の減額等)規定が契約書に規定されていると理解しておりますが宜しいでしょうか。また現時点で想定している未達規定（ペナルティ設定）に関してご教示願います。	質問192をご参照願います。
216	発注仕様書	3)施工計画 ⑤工期短縮	工程短縮提案がありますが、短縮工程に従い性能確認試験引き渡しに必要な所定業務が完了、完成検査をご確認頂いた時点で契約上の引き渡し完了し、保証期間が開始されるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
217	様式集III	6)地元配慮 ①地元企業の活用	地元企業への発注金額の算出にあたっては、元請から一次下請として参画する地元企業への発注金額の総計と理解してよろしいでしょうか。例えば、建築工事の一部又は一式を一次下請である地元企業に発注した場合、一次下請企業から設備工事・外構工事など工種を地元企業に発注する場合の発注額はダブルカウントになり、セメント・鉄筋などの資材を地元企業に発注する場合も同様にダブルカウントとみなすとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
218	様式集III	6)地元配慮 ①地元企業の活用	「地元（鹿嶋市または神栖市内業者）」に関して、「地元」の定義は、「組合管内に本社・本店」がある場合という理解で宜しいでしょうか。	質問204をご参照願います。
公募説明書の質疑回答				
219	公募説明書の質疑回答		組合側様で実施される造成工事は令和2年度中実施となっております。準備工事として受注者が乗り込み可能な時期をご教示下さい。	令和3年8月を想定しております。
220	公募説明書の質疑回答		公募説明書の質疑回答No.16において、最終納期に間に合わない場合のペナルティについては、建設工事請負契約書等に規定する損害金とご回答いただいておりますが、工事用地の制約や働き方改革、コロナウイルスによる影響等を踏まえると大変厳しい工事になりますので、損害金の規定がどのようなものになるのかは事前に認識しておくことが不可欠です。つきましては、契約書等で規定予定の損害金の考え方についてお示しください。	質問192をご参照願います。

設計図書に関する質疑回答書

No.	資料名	頁など	質問内容	回答書
221	公募説明書の質疑回答		No.19の質問ご回答で、「年度中、電力引き込みは令和5年度中として想定願います。」のご回答でしたが、これは本工業用地入口付近から本施設までの引き込みを組合様負担にて実施してもらい、仕様書に記載されている「電気引き込み工事で敷地内への引き込み工事は受注者の負担となっています。」に関しては、発注仕様書添付資料にある引き込み電柱（業務用地近くの道路に設置されている）までの所掌は組合様、引き込み電柱から用地内までの引き込みが事業者負担ということで理解しております。ご確認をお願い致します。	御理解のとおりです。
222	公募説明書の質疑回答		公募説明書の質疑回答No.20において、生活環境影響調査の縦覧時期は令和2年10月とありますが、受注者決定後となります。この場合、生活環境影響調査の結果設備仕様が提案の仕様では満たせなくなり変更が必要な場合の変更に係るコストについては変更契約いただける理解でよろしいでしょうか。それとも、変更の程度次第では、受注業者で負担となりますでしょうか。	生活環境影響調査においては、ご提案内容の最大値を利用して予測評価する予定であるため、提案内容からの変更は生じないものと考えております。
施設整備基本計画				
223	(参考) 施設整備基本計画	P3-7	P3-7において、投入扉4門・ダンピングボックス1基の計5門での想定において直接搬入車の滞留が懸念されることから直接搬入を行わないことで事業計画地周辺の交通渋滞の回避を図るとあります。しかし、公募説明書の質疑回答の公表後修正や設計図書では一般車の直接搬入車を限定的に可能としており、門数も渋滞懸念の基本方針から更に減らした4門（ダンピングボックス込）となっており、整備基本計画からも変更されております。ここで持ち込みが曜日等限定すれば可能と判断された根拠をご提示ください。周辺の交通渋滞等に配慮した計画の提案をお求めになられているため、この点の判断根拠をご提示いただきたいと思います。	回答致しかねます。
224	(参考) 施設整備基本計画	P3-19	施設整備基本計画P3-19と公募説明書配付時の施設概要関連書類と構成自治体で公表の基本構想で、災害廃棄物や可燃ごみ等の量がすべて大きく異なり、今回開示の基本計画では災害ごみの量が大きく増えております(施設概要関連書類4,667t/年⇒整備基本計画9,466t/年)。こうした状況下でも、公募説明書の質疑回答No.79で、災害廃棄物の破碎を本施設では行わないので切断機不要というお答えに変更はないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
225	(参考) 施設整備基本計画	P4-25	神栖工場立地法地域準則条例、環境施設面積率：15/100以上（緑地面積を含んだ面積）について、緑地面積は地上部緑地の他、屋上緑化、壁面緑化を含んだ面積と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
226	(参考) 施設整備基本計画	P8-3	P8-3のごみ投入扉において、標準5門だが中継施設の活用で台数を減らすため4門とされております。しかし、出典とされている全国都市清掃会議の該当箇所は、ダンピングボックス専用となる門を除いて5門であるのに対し、今回は、ダンピングボックス込で4門となるので、実質3門となり、出典の資料によると100t～150t規模の施設での門数となるかと思われます。この点につきまして、ダンピングボックス込で4門以上とされた設定根拠をお示しいただけますでしょうか。	回答致しかねます。
227	(参考) 施設整備基本計画	P8-21	P8-21において、「新可燃ごみ処理施設については商用電力系統の基幹系統全域が現在の手法によれば空容量がないため余剰電力の逆送ができません。現在、東京電力パワーグリッド(株)のコントロールによる電気の系統アクセスが検討されているため、発電容量についてはこれらを踏まえた適切な設定が必要である」と提示されております。令和2年3月の段階での基本計画でこのように記載されているのにも関わらず、発注仕様書では「高圧・3,500kWまで逆送電可能」と条件となっております。現在も東京電力による試行的取り組みの対象地域である中で、この短期間で東京電力パワーグリッド(株)の電気系統アクセス検討の結果可能であるという結果が出たのでしょうか。それとも、交渉中ではあるが3,500kWは不可能となる可能性もあるため、所内消費電力を増やせるような提案をした方がよろしいのでしょうか。前者の場合は、確認できるもの等をご提示ください。	電気系統アクセス検討については回答致しかねます。 所内消費電力の件についてはご提案事項としてください。
228	(参考) 施設整備基本計画	P11-3	11.6地下水対策としてリチャージウェル工法を基本として検討と記載されていますが、地盤調査報告書の現場透水試験結果よりリチャージは難しいと考えられます。その場合は下水放流も含んだ工法選定としてよろしいでしょうか。	地下水揚水に伴い周辺地域の地盤沈下が発生しない工法として御検討ください。
鹿島地域公害防止協定				
229	鹿島地域公害防止協定	協定締結フロー	協定締結フローに記載されている“企業”とは鹿島地方事務組合様と理解すれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
230	鹿島地域公害防止協定	1公害防止協定書別表1	「鹿島地域公害防止協定」において、硫酸酸化物については総排出量の設定値が空欄になっておりますが、(参考資料)施設整備基本計画P5-2に記載の通り、総量規制は適用されないと理解して宜しいでしょうか。	大気汚染防止法に関するばい煙発生施設以外でも基本計画P5-19に該当する場合は公害防止協定による規制を受けるため、これを遵守できる施設として御計画ください。
231	鹿島地域公害防止協定	1公害防止協定書第10条4	処理を要しない排水を排出する場合は、非常時に対処し得る適切な容量の排水ビット等を設置する、とありますが、雨水について適用されるのでしょうか？適用される場合、適切な容量の考え方についてご指示頂きたいと思っております。	雨水については適用します。容量については公害防止協定のとおり神栖市と協議することとなります。
232	鹿島地域公害防止協定	6鹿島地域工場緑化指導要領 第2項	敷地内の緑化率は原則として20%以上とする、とありますが、本案件における緑化率の要求は公募説明資料添付資料1施設概要関連書類に記載の通り15%以上と理解すれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。